補聴器購入費の一部を助成します

聴力の低下によりコミュニケーション等に支障のある難聴者が、補聴器により聞こえを補い自立した日常生活を営むことができるよう補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

助成対象・助成金額

○助成対象となる方（以下の条件をすべて満たす方）

（1）町内に住所を有する18歳以上の方

（2）聴覚障害による身体障害者手帳を所持していない方

（3）両耳聴力レベルの平均が40dB以上の方

中等度難聴（およそ40dB～70dB）とは？
通常の会話は60dBとされており、中等度難聴は「できるだけ近くで話をしてもらわないと聞こえない」、「テレビや電話の呼び出し音が聞こえない」など、日常生活で支障が生じる聴力レベルだと言われています。

○**助成金額**

補聴器本体（イヤーモールド含む）購入費用として、**25,000円**

○**注意事項**　（次の場合は、助成することができません）

＊本事業の助成決定前に補聴器を購入した場合

＊ 25,000円未満の補聴器を購入した場合

＊集音器、助聴器、補聴器付属品のみの購入の場合

＊補聴器の購入助成を過去に受けた場合



＜手続きの流れ＞

1.申請書の準備

ご自身が助成対象者であるかの確認をし、申請書を作成してください。
申請書設置場所：健康福祉課、役場本庁舎総合窓口、津和野共存病院、津和野町ホームページ、益田市内の耳鼻咽喉科、

2.医療機関を受診

医師の意見書を持参し、耳鼻咽喉科を受診します。
医師から補聴器の使用が必要と認められたら、 申請書の「医師の意見欄」の作成を依頼してください。
※受診や意見書作成に係る費用は自己負担となります。

3.申請書の提出

申請書に必要事項を記入の上、健康福祉課へ提出してください。
その際に、補聴器を購入される販売店をお伺いします。

4.助成の可否

町は申請内容を確認し、助成決定者には決定通知書をお送りします。

5.補聴器の購入

補聴器取扱業者へ決定通知書を持参し、補聴器の購入費用から助成額25,000円 を差し引いた額を支払い、補聴器を購入してください。 購入時に町指定の請求書を記入してください。

※購入予定の販売事業者の問い合わせは、役場健康福祉課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】
津和野町役場　健康福祉課
〒699-5605 津和野町後田口６４番地６
TEL：0856-72-0651 FAX：0856-72-1650